

いたばし 環境管理ニュース

発行:板橋環境管理研究会

2016年10月1日 〒173-0005 板橋区仲宿54番10号
第385号 電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133
(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html

今号のトピックス

- 1 環境管理第25号の発行
- 2 クール・ネット東京/板橋区による企業のための省エネ支援事業等の紹介
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令等の公布
- 4 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律について

環境管理第25号の発行

板橋区環境戦略担当課は板橋環境管理研究会と協力し、区民や事業者の方々に向けて、環境に関する最新の状況、環境法令の動向及び環境マネジメントシステムの構築・維持支援に関する情報等をまとめた冊子「環境管理」を年に一回作成及び発行しております。

この度、最新号となる第25号が10月1日(土)に発行されました。

1. 掲載内容

(1) 最近の環境の状況

- ① 化学物質の使用量等の集計結果
- ② 板橋区における公害苦情の状況及び事例

(2) 法律・条例等の動向

- ① ISO14001の改定
- ② PCB特措法の一部を改正する法律
- ③ 環境関連法令等の動き

(3) 技術資料

- ① 環境関連の事業所向け支援制度の紹介

(4) 事業実績・案内・連絡

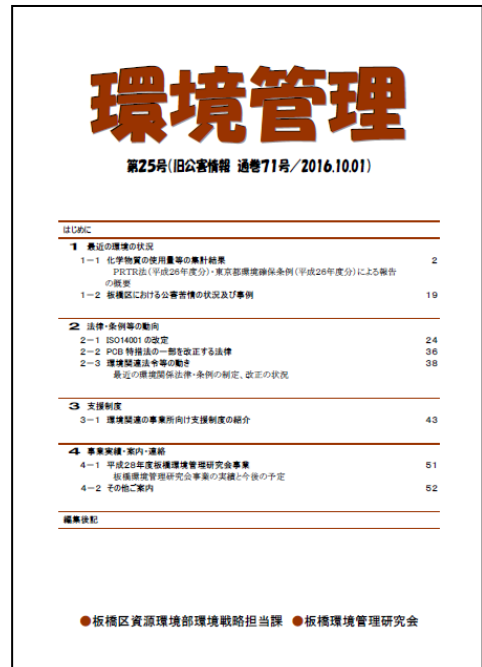
- ① 平成28年度板橋環境管理研究会事業
- ② その他ご案内

2. 問合せ

板橋区 資源環境部 環境戦略担当課 環境政策グループ(区役所北館7階⑫窓口)
電話:3579-2622

ホームページ(10月上旬に掲載予定)

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html



クール・ネット東京/板橋区による 企業のための省エネ支援事業等の紹介

製造業等の事業所向けに、都内2,000件以上の事業所へ省エネ診断を実施した実績を持つ、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）と板橋区が連携して、省エネ診断の事例紹介や、皆様からのご相談を伺って専門相談員が豊富な経験に基づき直接アドバイスを行う『個別相談会』を【第20回いたばし産業見本市】の会場内で開催します。

費用は無料です。是非、お越しください。

【第20回いたばし産業見本市 ～製造と加工技術展～】

- (1) 日 時:平成28年11月10日(木)10時～18時/11日(金)10時～17時
- (2) 会 場:板橋区立東板橋体育館(板橋区加賀1-10-5)
- (3) 主 催:いたばし産業見本市実行委員会
- (4) 開催規模(見込):出展者・団体数 約120社、来場者数 約2,500名

① 省エネルギー診断の事例紹介(プレゼンテーション)

《日 時》 11月10日(木) 午後

※開催時間は決定次第ホームページに掲載します。

<http://www.itabashi-iae.jp/>

《場 所》 会場内ミニステージ

② 個別相談会～専門員による個別相談会～

《相談員》 クール・ネット東京 技術専門員 村瀬光一・池田博義 氏

《定 員》 各日10名(先着順)

③ 東京都・板橋区の支援事業のご紹介

※②③はいずれも

《日 時》 11月10日(木) 10時～18時

11月11日(金) 10時～17時

《場 所》 会場内展示スペース

《問合せ》

板橋区 資源環境部 環境戦略担当課
環境政策グループ(区役所北館7階⑩窓口)
住所:板橋区板橋二丁目66番1号
電話:3579-2622
Eメール:s-kankyo@city.itabashi.tokyo.jp

会場案内図



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令等の公布

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」等が7月29日(金)に公布されました。

1. 背景・趣旨

ポリ塩化ビフェニル、いわゆる PCB は、昭和43年に発生したカネミ油症事件でその毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年以降製造は行われていませんが、既に製造された PCB については、その廃棄物の処理が長年の課題となっています。

現在、高濃度 PCB 廃棄物の処理は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の全国5か所の処理施設において、立地地域の関係者の御理解と御協力の下、進められています。立地地域の関係者と約束した処理施設ごとの計画的処理完了期限は、早いものでは平成30年度末、遅いものでも平成35年度末とされています。このように、この期限までに残された時間は長くありませんが、高濃度 PCB 廃棄物の処分を処理施設にまだ委託していない事業者や、現在もなお高濃度 PCB 使用製品を使用している事業者も存在し、期限内処理の達成は、このままでは容易ではありません。

こうした状況を踏まえ、この期限を遵守して一日でも早く確実に処理を完了するために必要となる制度的措置を講じることを目的としたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第34号。以下「改正法」という。)が平成28年5月2日に公布されたところです。

同法の施行に伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号)等を改正等するものです。

2. 主な改正内容

改正法の施行に伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第268号)において、高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の基準を定めるとともに、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間を規定しました。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令(平成28年環境省省令第19号)において、PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の毎年度の届出に関する事項や高濃度 PCB 廃棄物の保管の場所の制限の特例等を規定いたしました。

その他、上記関係法令の施行に伴い、関係告示の規定等を行いました。

3. 施行期日

平成28年8月1日から施行

※詳細については、環境省ホームページをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/press/102817.html>

地球温暖化対策の推進に関する法律の 一部を改正する法律について

日本は、2015(平成27)年7月に、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの目標を柱とする約束草案を国連に提出しています。また、2015年12月には、COP21においてパリ協定が採択されました。これらを踏まえ、2016年(平成28)年5月には、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

2030年度に温室効果ガスを26%削減するためには、民生部門(家庭部門・業務部門)において約40%の大幅な削減が必要となります。そのため、「規制」「税制」「補助金」等の施策に加え、国民一人一人の意識の変革やライフスタイルの転換を図るための普及啓発を抜本的に強化する必要があります。このため、家庭・業務部門における低炭素な「製品」「サービス」「ライフスタイル」の“賢い選択”を促すCOOL CHOICEを旗印に、重層的・波動的な普及啓発活動を展開していきます。

また、地球規模の排出削減に貢献する国際協力を通じた温暖化対策や、複数の地方自治体が広域的に連携して取り組む地域レベルでの温暖化対策もより一層推進していきます。

改正内容は以下のとおりです。

1. 普及啓発・国民運動の強化

国民各界各層でのCO₂削減の自主的取り組みを促す普及啓発の重要性に鑑み、地球温暖化対策計画に定める事項として地球温暖化対策の推進に関する普及啓発等を明記し、CO₂削減の普及啓発を抜本的に強化します。



2. 国際協力を通じた地球温暖化対策の推進

二国間クレジット制度(JCM)や様々な国際協力枠組など、地球規模での温室効果ガス削減に貢献する国際協力を通じた地球温暖化対策の推進に関する事項を、地球温暖化対策計画に定める事項に明記します。

3. 地域における温暖化対策の推進

地域における地球温暖化対策をより効果的に推進するため、地方公共団体実行計画を共同して作成することができる旨を規定することにより、広域的対応を促進するとともに、計画における記載事項の例示として、都市機能の集約等を追加する等の改正を行います。

4. その他

国際決定に基づき京都メカニズム関連の規定を整理します。

※詳細については、環境省ホームページをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/press/102217.html>